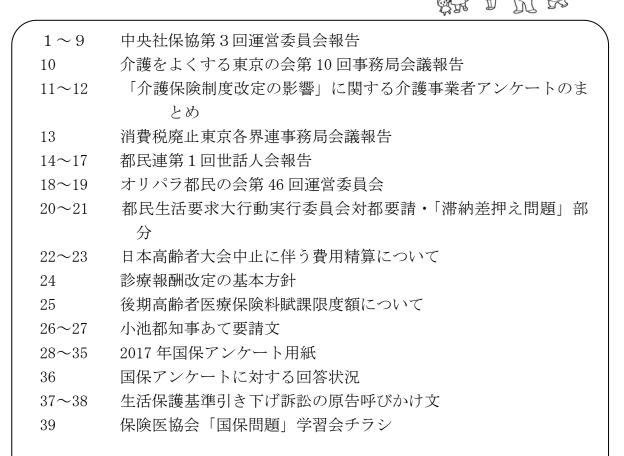
東京社保協第8回常任幹事会・資料集

2017年11月30日(木) 東京労働会館5階地評会議室





2017年度中央社保協第3回運営委員会報告

日時 2017年11月1日(水)13時30分~17時 会場 参議院議員会館 B106会議室

I、山口事務局長からこの間の取り組みの報告を受け確認した。

10月 4日 介護・厚労省交渉

国保・介護障害者部会

第2回運営委員会

10日 衆議院選挙公示

11日 10・19集会実行委員会日本医師会申し入れ

12日 生活保護改悪反対・厚労省前行動

(いのちのとりでアクション)

14日~15日 はたらく女性の中央集会

16日 11・15生活保護改悪反対院内集会打ち合わせ

17日 小川先生を偲ぶ会打ち合わせ

19日 いのち・暮らし・社会保障まもる10・19国民集会(中止)

20日 年金フェスタ

22日 介護全国学習交流集会

32都道府県から154人参加

社保協⇒東京・大田区・千葉・柏・神奈川・横浜の6社保協

衆議院選挙投票日

23日 社会保障誌2018新春号編集委員会

福祉共同行動実行委員会

5・18 集会事務局団体会議

26日 第3回代表委員会

27日 日本高齢者大会(台風のため中止)

31日 5・18 集会実行委員会(12月1日の院内集会開催へ向けて)

11月 1日 第3回運営委員会

国保 · 厚労省交渉

特別国会開会日行動(総がかり行動実行委員会)

Ⅱ、情勢の特徴について報告を受け討議で深めた。~新聞記事等参照

(1) 総選挙~市民の会見解、9条の会東京連絡会渡辺講演レジメ参照

10月22日に投開票された衆議院選挙では、市民連合と政策合意した共産、立憲、社民の3党の共闘勢力が、全体で38議席から69議席に増やしました。沖縄では、翁長知事を支える「オール沖縄」の候補が1区~3区で勝利、4区も僅差に迫り、北海道で全12小選挙区中5区、新潟で6小選挙区中4区と「野党共闘」の候補が勝利しました。これは、2015年の安保法制成立以降、立憲主義・平和主義の回復を掲げ、「野党共闘」を求めた市民団体等の粘り強い働きか

けとそれに応えた野党の成果と言えます。

一方で、自民・公明が国会での3分の2を超える議席を獲得し、憲法改悪発議を行える結果となりました。有権者の多様な意見が反映しにくい小選挙区制度と希望の党の誕生と民進党の希望の党への合流など、市民と野党の共闘に対する分断が持ち込まれたことが原因です。

衆議院選挙の結果をうけ、安倍首相は憲法「改正」について「幅広い合意形成をする努力をかさねていかなければならない」と改悪発議への意欲を示し、経済最優先方針、北朝鮮問題への対応、消費税増税での全世代型社会保障の実現をすすめることを表明しました。安倍首相は「国民に信任を頂いた」と記者会見で発言し、安倍政権の暴走はさらに加速する可能性があります。

国民が求めていた森友・加計学園での不正疑惑など、安倍首相夫妻の責任をめぐる国政私物化の問題は何一つ解明されていません。アベノミクスの失敗が明らかなもとで、くらしも地域経済も大変です。青年も高齢者も女性も多くの方がめちゃくちゃな働き方を強いられており、問われているのは、憲法を守り生かし、立憲主義擁護の民主的な政治か、戦争する国、企業が世界で一番活動しやすい国をめざす政治か、どちらの道を進むのかということです。

憲法改悪を許さず、いのち・暮らし・雇用を守り、とりわけ、安倍政治に対する怒りと世論を巻き起こし、社会保障拡充を果たさせることは待ったなしの課題です。地域や職場で憲法、社会保障を守る運動を全力で取り組むことが求められています。

(2) 10月25日の財政制度等審議会

25日の財政制度審議会で、2018年度予算編成などに反映する社会保障改悪案を示しました。診療報酬と介護報酬の引き下げや、生活保護の医療扶助の改悪などで、社会保障費を削減する方針を打ち出しました。年末に向けて厚生労働省と調整します。診療報酬と介護報酬は18年4月に6年ぶりの同時改定時期を迎えます。財務省は診療報酬について、薬価部分だけでなく医療行為に支払う本体部分も引き下げ、全体で2・5%以上の大幅なマイナス改定とするよう要求。病状が重い急性期の患者向けの病床を削減するため、診療報酬の算定要件を厳しくするよう迫りました。薬剤師の調剤行為に支払う調剤報酬を引き下げることも求めました。

介護では通所介護や訪問介護、特別養護老人ホームなどを標的にして報酬を引き下げる考えを示しました。掃除や調理などの生活援助については、1日当たりの報酬に上限を設ける形で利用制限を導入し、利用者から必要な援助をとりあげる大改悪を迫りました。

生活保護では、自己負担なしで治療や薬の処方を受けられる医療扶助について改悪案を提示。受診回数を減らして後発薬を使わなければ、一定の自己負担を課すことを求めました。(赤旗 10月26日付け)

Ⅲ、以下の課題についての提案を受け、協議し確認した。

- (1)「社会保障制度の拡充を求める請願」署名について(署名、連絡文書参照)
 - ①憲法9条署名と区別し、署名名称については「社会保障制度の拡充を求める請願」署名。(略称は25条署名)
 - ②署名は、通年署名として2018年中1年間とりくみ、2019年通常国会〈6月頃〉に提出する。
 - ③署名目標については、目標設定を含め検討する。
 - ④署名は、「宣伝・対話」運動としての位置づけを強化する。 地域・職場で積極的に訴え、社会保障制度拡充の世論構築を目指す。
 - ◆10月23日に第一次分35万部を印刷し、発送しました。(1枚3円) ※民医連は30日発送

民医連 22万2千

全労連 3万

〃全国一般 2千330

全生連 100 (機関会議配布用)

長野県 1千

残 9万3千670

◆独自印刷(中央社保協と連名)

宮崎県 2000

日本医労連 3万

全生連が機関会議で配布し検討

(2)署名推進について

- ①まだ知られていない改悪内容についての宣伝と学習の推進を
- ②職場・地域で運動を推進する体制の確立
 - ⇒県・地域社保協の結成、再建、
 - ⇒「~をよくする会」等の結成、再建を推進
 - ⇒地域の労組、団体との共同の促進など
- ③地域の運動を東ねながら、中央段階での大集会や大行動の計画 ⇒その運動を推進する労働組合、団体の共同
- ④署名の取り組みの呼びかけ~団体を訪問し要請計画を
 - ⇒加盟組織 中央団体
 - ⇒共同・友誼団体 きょうされん、認知症と家族の会、高齢期運動連絡会 等
- ⑤署名推進のチラシ作製~署名内容のポイントを説明
- ◆当面の具体的な取り組み
- ①宣伝行動の推進と共同の発展
 - ⇒現在の「行動ゾーン (13-15日、23-25日)」の徹底
 - ⇒中央の「4」の日宣伝行動強化

- ⇒消費税廃止各界連宣伝行動との共同宣伝強化(奇数月の24日予定) ⇒署名推進学習集会の計画
- ②宣伝物 (案参照)

ブラスター

3 枚セット (900作成で1枚260円相当 送料別途、加工別 宣伝ポケットティッシュ

- ③キャラバン行動、自治体への要請行動、働きかけの推進
- ④学習会、シンポジウム等学者・文化人、研究会等と連携した学習運動を ⇒1万か所学習運動の徹底
 - ⇒各ブロック会議での情報交換と学習の推進
 - ⇒学習資料の交換、活用
- (3) 国会行動等:特別国会の会期は11月1日~12月9日まで
 - ⇒三者(社保協、国民大運動、安保破棄中央実行委)の国会行動推進 ※特別国会開会日行動

11月1日(水)12時~13時 衆議院第2議員会館前 総がかり行動実行委員会の国会行動に結集

※三者(社保協、国民大運動、安保破棄中央実行委)の国会行動

11月15日(水) 12時15分~13時 議員会館前

11月29日(水) 12時15分~13時 議員会館前

⇒いのちのとりでアクション院内集会(チラシ参照)

11月15日(水) 12時30分~ 参議院議員会館講堂

- ⇒「疲弊する医療・介護現場診療報酬・介護報酬の引き上げを求める
- 11.16国会内集会」(要請書、チラシ参照)

11月16日(木) 12時~13時

衆議院第1議員会館大会議室

⇒「「社会保障・社会福祉は国の責任で!」12・1院内集会

12月1日(金)12時30分~15時

衆議院議員第2議員会館 多目的会議室

主催:「社会保障・社会福祉は国の責任で!」12・1 院内集 会実行委員会(5・18 集会実行委員会の継続)

- (4) 憲法改悪阻止の総がかり行動実行委員会(憲法共同センター)との共同推 進⇒3000万署名の取り組み推進
 - ◆当面の日程
 - (1) 1 1 · 1 特別国会開会日行動

日時・11月1日(水)12時~13時

場所・衆議院第2議員会館前

(2)安倍9条改憲NO!全国市民アクション11・3国会包囲大行動

日時・11月3日(金)14時~15時半(予定

場所・国会周辺 (憲法共同センターは、国会図書館前ステージと町村会館前ステージ担当 地図参照)

主催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会

- (5) 介護改善の取り組み
 - 1) 受給権を守るたたかいを
 - ①各県で取り組まれている自治体アンケートや事業所アンケート、利用者 アンケートで実態を把握し、改善を求め自治体へ要請
 - ②事業所、介護労働者、利用者・家族の声を束ねるシンポジウムや学習会の開催を特に、「共生型サービス」の実施については、障害者団体や障害者事業所と、学習・シンポジウムなど、問題点を共有し、共同行動を広げる
 - ○アピールを発表し、賛同を広げる(「権利としての福祉を守る関係団体共同実行委員会」で取り組む)
 - ○院内集会の開催(5・18集会実行委員会で企画)

日時 12月1日(金)12:30~15:00

会場 衆議院議員第2議員会館 多目的会議室(150~200名)

※開催へ5・18 実行委員会を開催⇒実行委員会報告参照

日時 10月31日 (火) 13:00~

会場 衆議院第2議員会館地下第2会議室

- ○各団体・個人へよびかけての懇談会⇒「市民の会」がよびかけ 2018年1月23日(火)午後 開催 会場:未定
- 2) 2018 年介護報酬改定へ

今回の改定では、生活援助の人員基準の緩和などが具体化される。更なる切り下げが「切り下げ」させない世論と運動をつくろう!⇒「要望書」や「意見書」の提出を

- ※老施協署名「介護の現場を守るための署名」への協力 ⇒取り扱い「認知症の人と家族の会」
- 3) 地域・事業所の実態を把握
- ①「大阪社保協大東市介護保険問題現地調査」共催・参加(チラシ参照)

日時 11月17日(金)午前10時30分~午後5時 大東市内

10:30 大東市民会館集合 調査団学習・意思統一集会

12:00 昼食・移動

13:00~15:00 現地調査

- ○介護事業所訪問・聞き取り調査:現地で事業所への事前にチラシ・アンケートを届けておき、当日回収し、できれば対話する可能であれば見学も「NPO、集いの場(元気でまっせ体操)訪問・見学」
 - ○大東市出前講座 ①介護保険 ②介護予防と元気でまっせ体操
 - ○現地相談会(市民向けビラの戸別配布を事前に実施)

15:00 大東市役所前 集会・アピール行動

16:00 大東市と交渉 でてこなければ抗議・総括集会

17:00 終了・解散

- ②東京都大田区での動きへ抗議・撤回要請と全国へ拡散させないたたかいを 「介護予防・日常生活支援総合事業の利用ガイドブック」
- ③「総合事業」実施の実態把握を⇒統一フォーマットを検討
- 4) 2017 年介護護署名の取り組み、臨時国会~通常国会に提出
- 5)「介護報酬引き上げ」要請ファックスの送付⇒新厚生労働委員へ
- 6) 厚労省要請・国会議員要請:全労連介護・ヘルパーネットと共同 日時 11月24日(金)10時~12時 厚労省要請 13時~ 国会議員要請

会場 国会内会議室

- 7)11~12月議会へ「介護報酬引き上げ・介護改善を」の自治体からの意見書採 択を強める
- 8) 2017年度介護月間 (2017年11月1~30日) の取り組み
 - ①2017年介護全国学習交流集会の成功
 - 32都道府県から154人参加 ニュース参照
 - ②「介護・認知症なんでも電話相談」(チラシ参照)

日時:11月11日(土) 10時~18時

会場:東京労働会館3階

主催:中央社保協・東京社保協・認知症の人と家族の会と共催

- ○9月29日 厚労省記者クラブへ投げ込み
 - ・読売新聞 10月29日34面に掲載
 - ・しんぶん赤旗11月1日5面に掲載

⇒社保協事務所に3件電話あり(東京・渋谷区、神奈川県など)

- ○実施県 21都道府県
 - ・フリーダイヤルへ接続:岩手県・宮城県・秋田県・福島県・山梨県・長野県・東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・静岡県・三重県・愛知県・兵庫県・和歌山県・広島県・山口県・宮崎県・福岡県の19県
 - ・独自の電話:北海道・福井県

※大阪は、9月29日~10月1日に「女性の会」主催に協力開催

- 9)署名・宣伝行動を全国で広げよう
 - 11月10日(金) 15時半~17時 大宣伝行動 於:新橋駅・SL広場 各現場からのリレートーク
- (6) 医療・国保改善の取り組み
 - 1) 国保・厚労省交渉(要請案、都道府県単位化進捗状況、資料等参照) 11月1日(水) 10時半~
 - 2) 国保・介護運動全国交流集会について(案)
 - 10月4日の国保部会、介護部会で運動交流集会の開催について検討。

部会の意見、要望を受けて、以下の通り計画してはどうか。

- ◆日程 12月20日 (水) 10時半~16時半
- ◆場所 日本医療労働会館2階A・B会議室
- ◆規模 80人
- ◆内容案 学習講演① 介護

学習講演② 国保

指定報告 都道府県社保協から報告

意見交換

行動提起

- 3) 滯納·差押問題
 - ①第2回滞納・差押全国ホットライン

滞納処分対策全国会議、クレサラの会、川被連協等と連携し計画

- ・日時 2018年1月27日(土) 10時~18時で調整
- · 場所 東京労働会館会議室
- ②東京・武蔵村山市の滞納処分問題

⇒背景に、東京都がキャンペーン実施(主税局)

「オール東京・滞納ストップ強化月間キャンペーン」

「滞納はさせない 放置しない 逃がさない」のロゴ作成

- ※東京社保協と共同し武蔵村山市実態調査を検討中
- (7) 当面の宣伝行動
- ①「4」の日宣伝行動~相談活動も実施
 - 11月14日(火) 12時~13時 巣鴨駅前
 - 12月14日(木) 12時~13時 巣鴨駅前
 - 1月14日(日) 11時~13時 巣鴨地蔵通り商店街入り口 以下、毎月14日に計画する。
- ②消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動に共同し取り組みます。 奇数月(3・5・7・9・11)は、社保協・消費税廃止各界連との合同宣伝 ※11月24日(金)12時~ 新宿西口 弁士の要請有。
- ③全国一斉宣伝行動のゾーン設定について

14日、24日の全国宣伝行動日に合わせて、毎月の「13日~15日」「23日~25日」を社保協の宣伝行動ゾーンとして設定します。

- (8) 生活保護改善の取り組み
- ①全生連「健康で文化的な生活」実態調査⇒アンケート案検討中

- ②「ガマンくらべを終わらせよう 院内集会」
- 10月16日に打ち合わせが行われ、いのちの砦アクションの主催で開催することになりました。(チラシ参照)
 - ・日時 11月15日(水) 12時半~14時半
 - · 場所 参議院議員会館講堂
- ③いのちのとりで裁判全国アクション

「生活保護制度の充実を求める緊急署名」を呼びかけ(署名参照)

目標 10万筆

第1次集約 2017年12月5日

最終集約 2017年 1月末日

④生活保護基準部会宣伝行動

部会の開会に合わせて、いのちの砦アクションが計画を立てる (9月29日、10月12日にこれまで開催)

- (9) 第46回中央社保学校の開催について
 - 11月20日の近畿ブロックで検討予定。

近畿各県の社保学校を集中させる

- ◆日程 2018年9月6日 (木) -7日 (金)
 - ※8日(土)にフィールドワークを予定する
- ◆場所 「ピアザ淡海 (おみ) ホール (滋賀県立県民交流センター)」 ※400人収容

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜 1-1-20

- ◆主催 中央社保協
 - 共催 中央社保協近畿ブロック

滋賀県社保協

- ◆内容案
- (10) 全国代表者会議等の日程、会場について
 - ◆日程 2018年2月7日 (水) 10時半~16時半
 - ◆場所 国会(議員会館内会議室)
 - ◆規模 100人
 - ◆内容案 学習講演

基調報告

中間決算報告

討論、まとめ

IV. その他

①高齢期運動連絡会が中央社保協への加入を決定しました。

団体加入は、39団体(2休会団体)となります。

②以下の当面する取り組みを確認し、参加をよびかけた。(チラシ等参照)

- 11月1日(水)12時~ 衆議院第二議員会館前 特別国会開会日行動(主催・総がかり行動実行委員会)
 - 2日(木)11・23地域医療を守る運動全国交流集会実行委員会
 - 3日(金・祝) 14時~ 国会周辺 憲法闘争10万人国会行動

※憲法共同センターは国会図書館前を中心に

- 5日(日)小川政亮先生を偲ぶ会
- 6日(月)10·19国民集会実行委員会
- 10日(金) 15時半~ 新橋駅(SL広場前) 介護官伝行動
- 11日(土) 10時~ 東京労働会館3階会議室 介護なんでも電話相談
- 14日(火)12時~ 巣鴨駅前 社会保障の拡充を求める「4」の日宣伝行動
- 15日(水)12時半~ 参議院議員会館講堂 生活保護改悪反対「ガマンくらべを終わらせよう 院内集会」 (主催・いのちのとりで裁判全国アクション)
- 16日(木) 12時~ 衆議院議員会館大会議室 「疲弊する医療・介護現場-診療報酬·介護報酬の引き上げを求める」 11.16 国会内集会

(主催・ドクターズ・デモンストレーション実行委員会)

- 20日(月) 近畿ブロック会議
- 23日(木・祝) 10時~ 東京ビッグサイトTFTホール 第8回地域医療を守る運動全国交流集会
- 24日(金) 12時~ 新宿西口 消費税廃止各界連・社保協共同宣伝行動
- 29日(水) 北陸・信越ブロック会議

次回は12月6日(水)13時~17時 日本医療労働会館2階B会議室

※終了後、望年会(会費制 2時間程度)を開催

V. 団体報告(略)

「介護をよくする東京の会」第8期 第10回事務局会議報告

日時:11月22日(火)13:00~ 会場:東京自治労連会議室

出席: 久保(地評)、中村(医労連)、及川(民医連)、相川(社保協)、<u>森永(全国ヘルパー)</u> 西銘(医労連)<u>横田(福保労)、岡村(年金者組合)</u>、杉山(東京自治労連)下線欠席 <報告事項>

- 1、前回(第8期第9回)事務局会議報告を添付した
- 2、各団体等の報告

(自治労連) 共産党都議団と地域医療構想・国保・待機児問題などで懇談を実施。

(中村) 足立区介護フォーラムを 11/14 に 60 人の参加で実施。 12/8 に国保学習会。

(医労連) 11/19 に介護アクション、亀戸で 12 人が参加して宣伝・署名行動。

(民医連)介護ウェーブ行動を都内各地で実施

3、協議事項

- 1)介護フォーラムを年明け(2~3月)に開催できるよう検討していく。具体化は次回事務局で。
- 2) 12月1日の都議会開会日行動で、介護事業所アンケートの実態を報告することを確認した。
- 3) 今後の日程を確認した。

12月 1日(金) 権利としての福祉を守るシンポジウム 衆議院第2議員会館

12月14日(火) 巣鴨駅宣伝行動 12時~13時

12月20日(水) 国保•介護全国交流集会 10:30~ 日本医療労働会館

次回日程:12月15日(金)14:00~15:00

東京労働会館4階・自治労連会議室(予定)

「介護保険制度改定の影響」に関する介護事業者アンケートのまとめ

2017年11月

(1) 269 の介護事業所から回答がきています。

2018年4月に介護補修改定が行われますが、この間の社会保障審議会介護給付分科会での論議やマスコミで、生活支援を引き下げることが報道されています。こうした状況のなかで、非営利で小規模と思われる介護事業所を対象に、2015年4月の介護報酬改定により経営はどうか、次期介護報酬改定への要望、人材の確保状況などを聞くためにアンケート調査を行いました。

アンケートは約2000ケ所の訪問・通所介護事業所を対象に送付をし、その結果 271 事業所 (14%の回収) から回答がありました。

(2) 2015年4月の報酬改定(マイナス2・27%の改定)で経営が改善した介護事業所は4.5%でした。

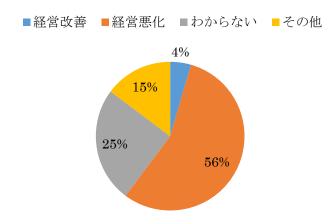
前回の介護報酬改定で経営が改善 したのは12事業所(4%)のみで した。

経営が悪化したと答えた事業所は 145事業所(56%)で半数以上 の事業所は悪化していました。

わからないと答えた事業所は66 事業所(25%)、その他が39事業 所(15%)でした。

収入減収を聞いたら最大で54% 減収した事業所がありました。平均 でも15.1%減収しています。悪化 した理由は、前回の改定がマイナス

介護報酬改定影響



改定(処遇改善加算を取得したら-2・27%、加算を取得しなかったら-4・4%)だったことが最大の要因だと考えます。

2018年4月の報酬改定が報道どおりマイナス改定になると、介護事業所の経営がますます悪化し倒産の危機に直面することは明らかです。

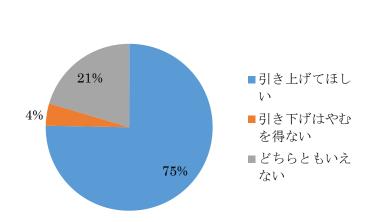
(3) 2018年4月の介護報酬改定で大幅な引き上げを求めていますが。

次期改定がマイナス改定といわれている中で、75%の事業所が介護報酬の引き上げを求めています。

引き下げはやむを得ないと答えた 事業所は4%でした。どちらともい えないと答えた事業所は21%でした。 引き上げ幅は、40%の引き上げを 求めた事業所もあり、平均でも10% の引き上げが必要と答えています。

介護事業所の経営改善には、大幅な介護報酬の改定が必要です。

介護報酬



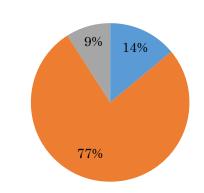
(4) 75%の事業所が人材不足と答えています。

2015年4月の報酬改定で処遇 改善加算が引きあがりましたが、それにも関わらず77%の事業所が人 材確保は困難と答えています。人材 を確保が出来ている事業所は14% でした。国は処遇改善加算により賃 金が引きあがったと言っていますが、 まだまだ不十分な実態がわかりました。

人材確保に関する要望でも、処遇 改善加算だけでなく、国の一般財源 を活用した交付金、都道府県・地方 自治体として人材確保のための予算 を計上して欲しいとの要望を強くで ています。

人材確保





介護人材確保の成否が、安定した介護事業の継続と利用により良い介護サービスを提供する根幹だと考えます。そのために、処遇改善加算だけでなく、交付金の復活、自治体独自の対策が必要ではないでしょうか。

(5)報酬単価より引き下げた自治体では総合事業を受けない事業所が多く存在しています。

2017年4月から全ての自治体で総合事業に取り組んでいますが、総合事業の単価は自治体により異なります。2017年4月現在多くの自治体で緩和されたサービスが実施されており、サービスAの単価が引き下がっています。(8割から9割)

そのために、12%の事業所(現行相当のサービスのみを実施している自治体を含め)が総合事業を受けないと答えていますし、受けている事業所でもこのまま推移すれば撤退せざるを得ないと答えています。

今後、多くの自治体(現行相当のみ実施自治体など)で総合事業の単価を引き下げることが予想されますが、引き下げにより総合事業から撤退する事業所が増え、介護難民の増大が懸念されます。

(6) 最後に

介護事業所アンケートにより次期改定では、介護報酬のプラス改定が必要なことがわかりました。 利用者に質の高いサービスを提供し、介護従事者が安心して働ける労働環境の改善を図り、介護事業所を安定して継続するために、介護関係者が一体となった介護報酬の大幅な引き上げを求める運動が必要です。

11月度事務局団体会議

2017年11月13日

消費税廃止東京各界連絡会

連日のご奮闘ご苦労様です。

総選挙で「すべての子どもたちの幼稚園や保育園の費用を無償化する」と、保育「無償化」を公約しました。選挙が終わったとたん「認可外」は対象外とする動きが報じられ、保護者を中心に怒りが沸騰しています。また、安部首相は米トランプ大統領の会談で、兵器購入を求められの量と質を高めると呼応しました。北朝鮮問題での軍事衝突をエスカレートさせかねないと同時に、さらなる防衛予算の増大を招くものです。

総選挙で2/3議席獲得に60%以上がとりすぎと答えています。今後、消費税増税などを 許さない世論と運動の前進が求められます。戦費調達の消費税の本質を宣伝と署名で知らせ て行くことが必要です。

「改憲」準備も着々と進めています。「改憲・大増税阻止」の大宣伝が求められる時です。

一 大塚駅・宣伝行動

11月 6団体 18人参加、ティッシュ・チラシ 200、署名 5人 チラシの受け取りが良い、消費税必要との声が最近聞こえてこない。 パラダイス文書の演説で立ち止まる人も

- □ 「改憲・大増税阻止」の大宣伝
 - ○東京都に対して、請願、陳情を提出する
 - ・各会派との懇談を強める・・都民ファーストへ懇談申込み 希望の党は増税凍結
 - ・団体署名を取り組む。
 - ・12月24日 中心に宣伝を強める
 - ・3.13 をもとにした団体訪問もやっていこう。
 - ①全国の提起を踏まえ、②都議団と相談

次回の宣伝・署名行動、事務局団体会、財政等

- 一、次回(11月)の事務局団体会議・宣伝行動
 - 1、事務局団体会議・・・・ 1 2 月 18 日 (月) 13 時 45 分~15 時

場所: 労働会館 2F

2、定点宣伝(大塚駅北口)・・・ 12月18日(月)12~13時

…各団体へ弁士1名ずつ要請。

以上

2017~2018 年度 都民連第1回世話人会議 まとめ

日時 2017年11月6日(月)13:30~15:10

会場 東京地評会議室

【出席確認(順不同、敬称略。)】 9組織11人

内田(東商連)、佐久間(新婦人都本部)、伊藤、杉山(東京自治労連)、小澤(年金者組合都本部)、水上(都生連)、國米(福祉保育労東京)、市川(臨海都民連)、木下(都教組)、杉田(東京民医連)、木村(東京土建)、石島(自由法曹団東京)、皆内(東京母親大会連絡会)、萩原(新日本スポーツ連盟都連)、岸本(東京平和委員会)、

|井手口・阿久津・鎌田(東京地評)|、

オブザーバー: 會澤(革新都政の会)、寺川(東京社保協)、佐田(障都連)

I. 特別報告

テーマ「総選挙後の都政・都議会の動き 4定にむけて」 ご報告 東京都議会議員・曽根はじめさん(日本共産党東京都議団)

Ⅱ.報告事項

- 1. 経過報告(8月25日~11月5日)
- (1)2017年東京都議会第3回定例会(3定) 開会日行動

9月20日(水)12:15より、東京都庁前にて実施しました。参加者は250人。森田東京地評議長による開会あいさつ後、4団体から決意表明がなされました(「東京五輪に便乗した豊洲移転問題・晴海土地投げ売り問題」(臨海都民連事務局長・市川隆夫氏)、「ぜん息患者医療費補助制度の継続と拡大を」(東京公害患者と家族の会副会長・秋元正雄氏)、「定時制高校の存続を」(雪が谷高校定時制の存続を求める会・伊藤望東子氏)、「日本政府は核兵器禁止条約の批准を(平和の波行動への連帯行動の一環として発言)」(東京原水協事務局長・石村和弘氏))。都議会会派から、里吉ゆみ都議(日本共産党)があいさつし、都議会にむけた課題と決意を発言されました。主催は、東京地評、都民連、東京社保協。

(2)都民要求実現全都連絡会(都民連)

①第 21 回総会

8月25日(金)15:00より、東京地評会議室にて14団体17人の出席で開催しました。冒頭、都政・都議会報告(清水ひで子都議/日本共産党東京都議団・政策調査委員長)を受けたあと、方針案、決算・予算案を提案、討議し拍手で確認しました。なお、都民連事務局長に井手口東京地評副議長が再任されました。

(3)都民生活要求大行動実行委員会(都民生活)

①実行委員会

9月1日(金)10:30~11:20、東京地評会議室にて7組織の出席のもと開催しまし

た。対都要請行動の日程(11月1日終日)、会場(都庁2庁10階210、211会議室)を 確定し、当日進行案を協議しました。

- ・9月29日(金) 東京都より予算要望書に対する回答が寄せられました。実行委員会参加団体へメールにて配信しました。なお、一部回答が遅れていたものを含め、10月10日までに全要望に対する回答が寄せられました。
- ・11月1日 (水) 9:30~17:30、東京都第2本庁舎10階210・211会議室において、東京都に対する予算要望・要請行動を実施しました。

(3)2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会(オリパラ都民の会)

①学習会「選手村用地投げ売り問題学習会」

8月30日(水)18:30より、ほっとプラザはるみ(中央区)の会議室にて開催され32人が参加しました。住民監査請求の代理人となった淵脇みどり弁護士(渋谷共同法律事務所)を講師に、東京都がオリパラ選手村会場とすることを名目に、都有地を開発デベロッパーに10分の1の値段で売却した問題について学びました。

②運営委員会

- ・8月18日(金)13:30から5階地評会議室にて、8団体9人の参加で開催されました。8/30学習会「選手村用地投げ売り問題学習会」にむけた諸準備を進めました。
- ・9月22日(金) 13:30から5階地評会議室にて、8団体9人の参加で開催されました。選手村投げ売り住民訴訟の支援体制を広げることを確認。第1回口頭弁論が、11月17日(金)13:30から東京地裁409号法廷(傍聴席40席ほど)にて行われます。また、口頭弁論の前に世論を盛り上げるため、チラシや署名の作成し、宣伝行動を行うことも確認しました。

(4)豊洲新市場への移転中止を求める取り組み

東京地評は守ろう!築地市場パレード実行委員会や豊洲移転中止署名をすすめる会に 参加し、豊洲新市場への移転中止を求める運動を進めています。

① 豊洲移転中止署名

9/30 現在、51,275 筆を集計。現在も取扱っております。

②行動、集会

- ・(都庁前スタンディング) 8月 28日 (月) $12:00\sim12:45$ 、都庁第一本庁舎北側にて、 23人の参加で開催され、都議会、都民にむけて移転中止をアピールしました。豊洲移転中止署名を 9 筆集めました。
- ・(守ろう!築地市場パレード実行委員会)9月5日(火)14:00より、東中労組合事務所にて会議が開催されました。移転計画をめぐる市場関係者の動向など情勢を中心に意見交換をすすめました。
- ・(都政都議会報告会) 9月5日(火) 16:30より、TKP 新宿モノリスカンファレンスセンター地下会議室にて開催され26人(うち呼びかけ人12人、赤旗記者1人)が参加しました。日本共産党和泉なおみ都議からの臨時都議会の報告を受け、今後の取り組みについて意見交換をしました。9/20都議会開会日には都庁周辺での大宣伝を行うことが提起されました。
- ・(9・20都庁市民アクション) 9月20日(水)16:00~17:30、都庁第一本庁舎前歩

道(都庁通り沿い)にて、1,300人の参加で開催されました。市民がつぎつぎと宣伝カーから発言。「無害化できなければ移転しないと言っていたのに強行するのは許せない」(日本消費者連盟・杉浦氏)、「都民は移転していいと言っていない」(調布市在住・蔵貫氏)。築地の仲卸や飲食業者も駆け付け、「そんな危険な豊洲市場では仕事ができない」(築地女将さんの会・山岸氏)と業者の本音を語りました。都議会から、日本共産党の尾崎あや子都議、生活者ネットワークの山内れい子都議があいさつしました。

③会議

- ・(守ろう!築地市場パレード実行委員会)
- ・9月5日(火)14:00より、東中労事務所にて会議が開催されました。移転計画をめぐる市場関係者の動向など情勢を中心に意見交換をすすめました。
- ・10月17日(火)14:00より、東中労事務所にて会議が開催されました。移転計画をめぐる市場関係者の動向、卸売市場法改悪にむけた政府の動向について意見交換を進めました。

(5)都議会・都民生活をめぐる動き(別冊資料を参照してください)

- ○豊洲移転問題
- ○国民的課題の取り組み(東京地評幹事会議案より抜粋したものです。各団体の重点取り組みの交流に際して、ぜひ追加、補強をしてください。)

Ⅲ. 協議事項

1. **2017年度東京都議会第4回定例会**(4定)開会日行動の計画 以下のとおり、提案いたします。

(1) 4定の日程(予定)

開会(本会議)12月1日(金曜日)代表質問12月6日(水曜日)一般質問12月8日(金曜日)閉会(本会議)12月15日(金曜日)

(2) 都議会開会日行動

開会日に実施します。

日時 12月1日(金曜日)12:15~12:45

場所 東京都庁第1本庁舎前歩道

主催 都民連、東京社保協、東京地評

(3)行動内容の検討

宣伝カー 東京土建カーに配置していただきます。

司 会 東京母親(以降、東京地評→新婦人都本部→東京社保協)

主催者挨拶
東京地評・荻原議長

団体決意表明 4テーマを掲げる(各4分)。

※以下のテーマ・分野で設定したいと思います。①築地市場問題および業者・営業

の要求について(東商連)、②特定整備路線問題の現在と課題(革新都政の会)、③都営住宅問題(空き屋問題を中心に。都生連)、④介護事業所アンケートによる実態告発(介護よくする会)です。

会派あいさつ 開会日確定後、各会派に参加要請します。

個人請願書 各団体の要求にもとづいて、あらためて精査してください。11

月13日(月)正午に確定し、メール・ファックス送信します。組

合員・会員に事前の記入と当日持参を呼びかけてください。

シュプレヒコール 前回行動のものを活用します。

シュプレヒコーラー:東京地評にお願いします。

2. 2018年度東京都予算案学習会の計画

2月上旬に東京都予算案学習会を開催します。革新都政の会と共催で、30人程度の規模で開催することとします。詳細については、事務局と都政の会にて準備をすすめさせてください。

3. 各団体の取り組みの交流(掲載略)

【次回の日程】

1月19日(金)13:30~15:00 東京地評会議室

※毎月初旬の金曜日、月曜日での設定を定例化できるように努めています。

以上

第46回2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会運営委員会報告

出席=會澤立示(革新都政の会)、市川隆夫(臨海都民連)、鎌田建(東京地評)、小林良雄(新建) 末延渥史(個人)、藤野章子(都議団事務局)、宮内泰明、萩原純一(スポーツ連盟)

1 9月22日以後の都民の会の活動とオリパラの動き

- 10月3日 IOCが大会運営経費1100億円の削減を要請。
- 10月4日 IOCロックスバーグ氏と面談(8名)
- 10月22日 総選挙投票日
- 10月31日 オリパラ都民の会宣伝行動
- 11月17日 選手村住民訴訟第1回口頭弁論
- ●新国立に携わる労働者の過労死問題を取り上げ、五輪コードにしたがって、労働者の安全や資材調 達で環境破壊が行われないことなどの注意喚起が必要である。
- ●バッハ会長が、1000億円程度の経費削減をするように発言した。
- ●お台場の大腸菌が多量に検出されている問題で、このままオープンウォーター大会やトライアスロンが、ここで行われることを黙認するのか。
- ●都議会公営企業会計決算特別委員会で、畔上議員が選手村の投げ売り問題を指摘した。

2 選手村投げ売り問題の住民訴訟の支援体制を広げる

- *投げ売りを正す会への入会促進
- *リーフ連と、チラシ、地裁に対する要請署名などを準備する。
- * 10月31日 (火) $8:00\sim9:00$ 都庁第一庁舎と第二庁舎の間でビラまき行動
 - 11:30~13:00 虎ノ門ヒルズ前
- *11月17日(金)13:30~地裁419法廷(傍聴者を組織)
- ●31日は、桃太郎旗、ハンドマイク、チラシ2種類を準備します。
- ●31日の宣伝行動に徳留都議が参加してくれます。現在5名なので、参加が可能な団体は、 招請をお願いします。
- ●31日、11時30分からの宣伝行動(虎ノ門ヒルズ前)は、現在3名です。あと7名を 奮って手を上げてください。
- ●11月17日に第1回口頭弁論の膨張できる方は、事務局へご一報ください。

3 大会経費問題と招致買収疑惑の責任問題

- *大会経費のバージョンⅡは、年末までに公表される予定。(ロックスバーグ)
- *競技施設整備費の膨張を食い止めること。
- *施設整備にかかわって、過労自殺者を出した問題。
- *組織委員会と準備局にヒアリングをして進捗状況を確認する。
- *レガシーを軽視する ISCと組織委員会
- *都議団との懇談の調整。
- *区市町村段階で、オリンピック関連予算と人の動き、関連施策などを調査する。
- *公開質問状
- ●11月21日に日本共産党都議団との懇談を予定しましたが、都合が悪く、再調整をしています。 決まり次第連絡を差し上げます。
- ●区市町村段階でのオリパラ関連の動きなどの調査を準備しています。

4 IOCへその後の対応を打診する。

*要請文書を翻訳中で、完成後すぐにロックスバーグ氏を通じてバッハ会長に送る。

5 その他

- * 2017年度のオリパラ都民の会の会費納入をお願いします。
- * 自治研集会の実行委員会が始まります。オリパラ都民の会としての対応は。
- ●各団体がそれぞれ実行委員会に参加しているので、オリパラ都民の会として実行委員会には、参加 しないが、オリパラ問題での分科会がタイムリーに行われる必要があり、準備段階で参加する。

次回オリパラ都民の会運営委員会

2017年 11月 日() 時 分より 東京労働会館 5階会議室 (次回運営委員会は、都議団との懇談の日程に合わせて、行うこととしますので、後から連絡を させていただきます。) 都民生活要求大行動実行委員会 東京都予算要望行動 第3章 滞納・差押え問題

日時 2017年11月1日(水)10:50~11:15

質問者 寺川慎二 (東京社保協事務局長)

回答者 福祉保健局保健政策部 国民健康保険課課長代理(区市町村指導担当) 望月亮助

Q 文書回答は質問に対応したものとなっていない。

A1 無益な差押えとの指摘である。実地指導の時に、適切に差押えをするよう 指導、助言している。

A2 武蔵村山市の件については把握していなかった。今後実際にどういった事情でのところで起きたのかを市を伺った際に確認し、適切な指導を進めていきたい。

Q 根拠法は何か。

A3 国税徴収法 7 0 なん条だったと記憶している。 (**※**48条と指摘され、訂正する)

Q 法令違反があるとの指摘があれば、早急に調べるべきではないか。

A4 そうですね。指摘を踏まえて、村山市に行く機会があれば、・・・(質問で回答が中断される)

A5 持ち帰って、できるかどうかも含めて検討する。 (※産業労働局進行役の回答。所管局は回答していない。)

Q 主税局は「ストップ宣言」で滞納者を犯罪者扱いしており、この立場が適切な納付相談等を阻害している。そもそも国はどのような立場で納付問題にあたっているのか、認識はいかに。

A6 口座振替を推進するなど、様々な手段を使って、収納を促進するというもの。

Q (2014年11月2,6日参院厚労委員会での小池晃質疑・答弁の説明)債権回収業務を専門家では住民に寄り添った納付相談に応じることはできないのではないか。

A7 専門的な知識、経験をもった人というのが、なかなかその、こういった法令に詳しくない方が財産調査をやったり、差押えに至るということについては、

専門的な知識をもった方を配置した際に行使している。きめ細かな納付相談に応じるということについては、そのうえで、専門的知識を持った方が・・・(※不明。切り替えるなど対応して?)・・して、適切な滞納処分を行っていくということである。

Q (練馬区の誓約書事例の紹介。市区町村の対応例は厚労省答弁から逸脱している) これを促進しているのが東京都国保特別調整交付金制度である。認識はいかに。

A8 適正な納付相談はきちんとされているというのが大前提である。それでも 納付できるにもかかわらず納付しない方への適切な滞納処分が必要、差押え等 をはじめとする滞納処分が必要と考えている。

Q まず差押えをいう立場なのか。最後の手段である。差押え件数、金額の把握はしているのか。

A9 正確な数字は持っていない(※不明。手元にない?担当課として把握していない??)

Q (厚労省データによる小平市など都内自治体件数など紹介)1日3件程度の 差押えをしている計算。これで納付相談の対応ができると考えるのか。

A10 適切な納付相談を行ったうえで、最終的な手段として滞納処分を行うものである。 差押えの頻度をもとに適切な納付相談が行われていないとする見解については、答えることはできない。

A11 適切な納付相談をきちっと行ったうえで、最終的な手段として差押えを行うものである。

Q 先ほど、差押えをはじめとすると回答した。しかしまず差押えという立場なのか。他の様々な段階、手続きがあるではないか。たとえば短期証を発行する前に、差押えるなどあり得ない。いかに。

A12 そうですね。そういった・・・(質問で回答中断)

Q 適切な納付相談がなされず、実状の調査もされていない。そうしたなかで差押えの件数等に応じて「交付金」を交付する制度を実施している。これは東京都が適切な指導をしていると言えない。保険料負担が低くなるよう補助を出すなど制度を改めるべきではないか。ひきつづき改善を求めていく。

以上

第31回日本高齢者大会 in 沖縄に 参加申し込みをいただいたみなさんへ

> 2017年11月15日 東京高齢期運動連絡会 会長 小嶋 満彦

みなさまの日頃のご活躍に敬意を表します。

さて、今年の日本高齢者大会 in 沖縄は、台風 22 号の接近・上陸は避けられないという沖縄気象台の気象情報に基づき、参加者の安全第一の観点から、中央実行委員会ならびに現地沖縄実行委員会の判断で、10月 26 日朝、中止が決定されました。

昨年の第30回日本高齢者大会 in 東京の成功を受けて、今年は、いま日本で、平和憲法と 民主主義をめぐって、一番激烈にぶつかり合っている沖縄において、"命どう宝 沖縄に全 国に憲法が輝く平和な未来を"をスローガンに掲げて開催する事になり、現地実行委員会の みなさまを先頭に、台風の時期を避けて10月にと、開催時期もずらして、一年有余に渡っ て準備が進められ、東京からは、300名を超える参加申し込みがありました。しかし、予想 しなかった台風襲来という状況に遭遇し、誠に残念な事態となりました。

東京高齢期運動連絡会は、中止の連絡を受けた26日は、終日、三役と事務局員が総がかりで、最大限の努力を傾けて、各方面への連絡にあたりました。

然しながら、突然の事態であったために、参加申し込みをいただいた方の中には、既に出発された方々も居られ、申し訳ない結果となった点につきましては、重々お詫び申し上げます。

先般 11 月 3 日付けで、東京高齢期運動連絡会菅谷正見事務局長名で、当面の事務処理に つきましては、関係各地域・団体あてに FAX を送信いたしました。

この間、東京高齢期運動連絡会としては、中央・現地両実行委員会並びに旅行業者との協議をすすめ、納入頂いた参加費と旅行ツアー代金などの払戻金の処置と並行して、折角準備されてきた大会の内容を活かせる手立ての有無などについて、三役・事務局会議で検討を続けてまいりました。

その結果、本日の段階で、詳細別紙のような事後処理を行う結論に達しました。

参加申し込みをいただいたみなさまには、様々なご意見ご批判などがお有りかと存じますが、何卒、準備関係者一同の努力に免じて。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明の点は、事務局までお問合せ下さるようお願い申し上げます。

第31回日本高齢者大会in沖縄

東京実行委員会参加ツアー中止に伴う参加費事後処理について

2017年11月15日

収	λ	金 額	摘	要	
参加費預かり	金	89,000	参加者の皆さんよりお	支払いいただき	ましたツアー代金
	内訳	5,000	沖縄大会参加費(中央	央実行委員会)	日本高齢者運動連絡会へ支払
		1,000	沖縄大会参加者(東京	京実行委員会等	事務所経費)資料作成、郵送費など
		400	沖縄観光入場料(不同	豆館)	
		240	入場料(平和記念開創	宜)	
		81,100	ツアー会社支払い 往	復飛行機代 7	ホテル代金 バス代金 昼食費等
		1,260	予備費		
合 1	H(1)	89,000		A) - Carlot Alexandra	

参加者の皆様にご負担をお願いする項目

日本高連大会経費負担金 1,500		日本高連大会事前準備にかかった経費 (ポスター・リーフレット・参加のしおり等宣伝物作成、 現地オルグ費用など)		
東京高遠事務手数料	1,000	東京実行委員会経費 (事前資料:しおりなど発送費、 事後処理:お知らせ、参加費の振り込み手数料など)		
ツアーキャンセル代金 34,873		ツアー代金の43% (81,100×0.43)		
合 計(2)	37,373			
返金額(1-2)	51,627	参加者の皆さんへのご返金額		

[※] 上記の通りの精算となりますので、よろしくお願いします。

後期高齢者医療の保険料賦課限度額について

[考え方]

〇後期高齢者医療の保険料は均等割と所得割を半分ずつ賦課しているが、給付と保険料負担のバランスを失すれば被保険者の納付 意識に悪影響を及ぼす等の理由から、年間保険料に賦課限度額を設けている。

〇制度施行時(平成20年度)

国保の賦課限度額の水準を参考に、国保で賦課限度額を負担する層についてその賦課限度額と同程度までの負担となるよう50万 円に設定。

〇保険料率改定時(2年毎)

国保の賦課限度額引上げの状況、保険料率上昇見込み等を踏まえ、平成24年度に55万円(+5万円)、平成26年度に57万円(+2 万円)に設定。なお、平成28年度は、賦課限度額の超過被保険者の割合等を踏まえ、見直しを行わなかった。

[平成30年度の賦課限度額について]

O賦課限度額の超過被保険者の割合や、国保の賦課限度額引上げの状況等を考慮し、保険料の賦課限度額のあり方について、どのよ うに考えるか。

24

	4										
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
须	賦課限度額 (20年度基準) [対前年変化幅]	50万円 (100)	50万円	50万円	50万円	55万円 (110) [5万円, 10.0%]	55万円	57万円 (114) [2万円、3.7%]	57万円	57万円	57万円
医期高额老	賦課限度額に 達する年金収入 (年金所得)	830万円	830万円	811万円 (615万円)	811万円 (615万円)	822万円 (626万円)	822万円 (626万円)	821万円 (625万円)	821万円 (625万円)	807万円	807万円 (611万円)
I	賦課限度額超過 被保険者割合	1.65%	1.52%	1.44%	1.42%	1.36%	1.36%	1.45%	1.42%	1.50%	1.45% (速報値)
围保	賦課限度額 (医療分) (20年度基準) [対前年変化幅]	59万円	59万円	63万円 (107) [4万円、6.8%]	65万円 (110) [2万円、3.2%]	65万円	65万円	67万円 (114) [2万円、3.1%]	69万円 (117) [2万円、3.0%]	73万円 (124) [4万円、5.8%]	73万円

 $[\]times \times \times$

賦課限度額に達する年金収入: 各年度の全国平均保険料率を基に算定。 年金所得=年金収入一公的年金等控除 賦課限度額超過被保険者割合:後期高齢者医療制度被保険者実態調查報告による。平成29年度は高齢者医療課が調査した速報値。

改定に当たっての基本認識

- ▶ 人生100年時代を見据えた社会の実現
- どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現(地域包括ケアシステムの構築)
- 制度の安定性・持続可能性の確保と医療・介護現場の新たな働き方の推進

改定の基本的視点と具体的方向性

1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、

連携の推進

【具体的方向性の例】

- ・地域包括ケアシステム構築のための取組の強化
- ・かかりしけ医の機能の評価

型はのは極対医の機能の配置を 25

- ・かかりつけ薬剤師・薬局の機能の評価
- 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
- · 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 国民の希望に応じた看取りの推進

働き方改革の推進 医療従事者の負担軽減、

【具体的方向性の例】

- ・チーム医療等の推進等(業務の共同化、移管等)の勤務環境の改善
- ・業務の効率化・合理化
- ・ICT等の将来の医療を担う新たな技術の導入 (再掲)
- ・地域包括ケアシステム構築のための多職種連携による取組の 強化 (再掲)
- 外来医療の機能分化(再掲)

新しいニーズにも対応でき、安心・安全で納得できる質の高い医療の実現・充実

【具体的方向性の例】

- ・緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
- ・認知症の者に対する適切な医療の評価
- ・地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価
- ・難病患者に対する適切な医療の評価
- ・小児医療、周産期医療、救急医療の充実
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- イノベーションを含む先進的な医療技術の適切な評価
- ICT等の将来の医療を担う新たな技術の導入、データの収集・利活用の推進
- アウトカムに着目した評価の推進

効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- ・薬価制度の抜本改革の推進
- 医薬品の適正使用の推進 ・後発医薬品の使用促進
- ・費用対効果の評価
- ・効率性等に応じた薬局の評価の推進
- ・医薬品、医療機器、検査等の適正な評価
- (再掲) 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進

要請団体 東京社会保障推進協議会

会長 須田 昭夫

東京都豊島区南大塚2-33-10東京労働会館6階

電話 (5395) 3165 · FAX (3946) 6823

都民のいのちとくらしを守り都民要求の実現を求める要請書

都民のいのちとくらしを守るための日頃からのご尽力に敬意を表します。

医療・介護の充実、子育て施策の拡充など社会福祉に対する都民要求は切実です。福祉、医療、保健、教育、雇用、子育て、高齢者・障害者福祉などを充実し、憲法を尊重する都政運営で安全・安心の東京へ、自治 体本来の役割を発揮されますよう以下の事項を要請いたします。

【要請項目】

- 1、食の安全・安心が第1の立場から築地市場の豊洲への移転を中止してください。
- 2、子ども医療費の助成を18歳まで引き上げて下さい。
- 3、区市町村国保における18歳までの子どもの均等割軽減の助成制度を創設し、同時に国保組合加入の子どもの保険料に対する軽減措置も行ってください。
- 4、2014年4月より新たに70歳に到達した方々の医療費窓口負担が2割となりました。東京都として負担増部分を助成する制度を創設してください。
- 5、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の引き下げへ東京都の更なる財政支援をおこなってください。
- 6、児童手当や年金の差押えなど、「差押え禁止債権」にまでおよぶ違法な差押えが頻発しています。都として即刻中止するように全自治体への指導を行ってください。
- 7、都内での放射線量測定箇所を増やし、都内全体を網羅し測定結果を広く公開してください。汚 染箇所は、東京都の責任で速やかに除染してください。
- 8、東京都防災計画の基本理念は、自助を強調し「自己責任」を優先させています。東京都の役割 と責任を明確にしたものにしてください。
- 9、公共施設の耐震化をすすめると同時に、耐震診断および改修工事の助成制度を全都に拡充してください。
- 10、看護師養成の充実を図るため、看護学校の定員増、学校の増設をしてください。
- 11、シルバーパスを利用できる交通機関を増やしてください。3千円、5千円などの区分を加え、 低中所得者が利用しやすいようにしてください。
- 12、介護職員処遇改善のため、介護事業所への人件費補助や研修費補助など東京都の独自の財政支援を行って下さい。

- 13、「障害者権利条約」の批准・発効に相応しく障害者が安心して生活ができるように東京都独自施策を継続・拡充してください。あわせて都における障害者雇用の促進を図ってください。
- 14、「長期ビジョン」で掲げられた保育園の待機児解消、特別養護老人ホーム増設について、サービスの質を低下させることなく早期に実現し、待機者・児解消を早急に行ってください。
- 15、大気汚染医療費助成制度は「都の負担分を恒久的に維持する」とともに、国に「新しい救済制度」の創設を求める実効ある行動を直ちにおこなってください。
- 16、餓死・孤立死を防ぐため、各自治体の施策を充実させるよう援助し、東京都としての対策を拡充して下さい。
- 17、生活保護の申請にあたっては、従来通り「口頭での申請」も受け付け、受付時に要否判定のための資料提出を強要することがないように、関係部署への指導を徹底してください。
- 18、生活保護基準の引き下げに伴い、特に、就学援助から外された家庭の実態調査を行い、結果を公表するとともに就学援助から外された家庭の救済を行うように自治体への指導、都としての手立てを講じてください。
- 19、東日本大震災に伴う東京在住の東日本大震災被災者への国保料(税)、後期医療保険料、介護保険料の減免を東京都として継続してください。

【国及び関係機関への要請、意見書提出】

- 1、子ども医療費助成、国保における子どもの均等割軽減制度を国の制度として創設するよう働きかけてください。(全国知事会を通じての要請だけでなく、都独自にも要望してください)
- 2、「集団的自衛権」行使を具体化する安全保障関連法(戦争法)を廃止するよう、国に働きかけて ください。
- 3、国民の知る権利を侵害する「特定秘密保護法」の廃棄を国に求めてください。
- 4、横田基地へのCV22オスプレイ配備に反対してください。
- 5、「基本合意」を遵守し、「骨格提言」に基づく「障害者総合福祉法」の制定をはかることを引き 続き国に要望してください。
- 6、生活保護制度の削減・改悪をやめるよう国に要望してください。
- 7、東日本大震災に伴う国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び一部負担金・利用料の減免措置に対する国の財政援助は、8割でなく10割援助に戻すように働きかけてください。
- 8、「医療・介護総合法」「医療保険制度関連法」の廃棄を国に要望してください。
- 9、年金を自動的に引き下げる「マクロ経済スライド」の廃止、最低保障年金制度の確立を国に要望してください。
- 10、「組織的犯罪処罰法改正」(共謀罪)を廃棄にするよう国に求めてください。
- 11、診療報酬・介護報酬の引き下げではなく、実態に即した引き上げを要請してください。
- 12、介護保険料滞納者に対してのペナルティーの中止を国に要請してください。

区市町村名					
担当部課			記入者日	5名	
※直接連絡を取る場合	の連絡方法を教え	とてくださ	٧٠ _°		
①電話(内線)
②FAX()		
③メール()		
 1、貴自治体の全世 ※6月1日現在の統計 					の人数を記
入してください。	1 44 44 111	→		r	
<u>世帯数</u>	世帯 総人	Н		<u> </u>	
牛代別人口	0 歳~19 歳			<u>人</u> ·	
	20 歳~29 歳			<u>人</u>	
	30 歳~39 歳			人	
	40 歳~49 歳			人	
	50 歳~59 歳			人	
	60歳~64歳			人	
	65 歳~69 歳			人	
	70歳~74歳			人	
	75 歳以上			人	
2、国民健康保険加力	入状況(平成29	9年度の	国保料(税)賦課	確定時点)
①国保料 (税) 賦課確定	日時	:	平成29年	月	<u> </u>
②国保加入状況について					
①国民健康保険•加入	世帯数	世帯	人数		人

②0歳から18歳までの国保加入人数	人
③所得割が賦課されている世帯数	世帯
④所得割が賦課されている世帯の内住民税非課税世帯数	世帯
⑤均等割・平等割のみの世帯数	世帯
⑥7割軽減の世帯数	世帯
⑦5割軽減の世帯数	世帯
⑧2割軽減の世帯数	世帯

^{※6}割4割軽減の自治体は⑥7割を6割、⑦5割を4割と読み替えてください。

③被保険者数と給付費の推移

総務省提出の「地方財政状況調査表」の「国民健康保険事業会計(事業勘定)決算の状況」の数字を記入してください。

年	度	国保被保険者数(人)	保険給付費(千円)
平成 26	5年度		
平成 27	7年度		
平成 28	8 年度		

3、国民健康保険料(税)の収納状況等

(各年度国保会計決算時の数字を記入してください)

年度	全被保険者・	全被保険者•	合計(%)
	現年度分(%)	滞納繰越分(%)	
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			

4、国保特別会計の歳入の内訳をお聞きします。

①国保特別会計の歳入合計と内訳について金額をお書きください。なお、平成 26 年度、平成 27 年度は決算額、平成 28 年度は決算見込み額でお願いします。(単

位・千円) ※各項目の合計が「歳入合計」と一致するようにお願いします。

年度	歳入合計	保 険	料	国庫支出金(療養	国庫支出金(財政
		(税)		給付費等負担金)	調整交付金等)
平成 26 年					
平成 27 年					
平成 28 年					

※法定外繰入金=決算補てん等目的分と決算補てん等以外の目的分

年度	前期高齢	他会計繰入金	他会計繰入	療養給付費	都支	その
	者交付金	(法定内)	金(法定外)	交付金	出金	他
平成 26 年						
平成 27 年						
平成 28 年						

①基金の残高についてお聞きします。

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度
			見込み
国民健康保険財政調整			
基金の残高			
国民健康保険保険給付			
費支払基金の残高			

5、	滞納状況など	7
\cup	として こうしょう こうしょう しょうしょう しょう	_

①国保料	(税)	滞納世帯数	(資格喪失者を含まない、	平成 29 年6月1	日現在)
					世帯
②上記滞約	納世帯	*数の内18i	歳までの子どものいる世帯	5 ₩	世帯

③国保の資格証明書、短期保険証交付状況についてお聞きします。

交付日	資格証明書交付世帯数	短期保険証交付世帯数
平成 28 年 10 月1日		
平成 29 年 4 月 1 日		
平成29年10月1日		

A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O	_ / _ / _	1,120		
①短期保険証の有効期	間	か月と	か月と	カュド

②平成29年10月1日付発行の短期保険証で窓口での留置きはありますか

・<u>ない</u>・<u>ある(_____</u>世帯分、内 18 未満の子どもの保険証____人分含む)

・留置きされている理由はなんですか?

④国保料(税)の滞納処分についてお聞きします。

※交付がない場合は0(ゼロ)と記入してください。

①差押えの原因になった滞納の種類を教えてください(該当する項目に○印)

ア、国保料(税) イ、住民税 ウ、固定資産税 エ、遺産相続税

オ、その他の税(具体的に

②財産差し押さえをした世帯数、件数など

期間	延べ件数	差押え合計金額(円)
平成27年4月1日~		
平成 28 年 3 月 31 日		
平成 28 年4月1日~		
平成 29 年 3 月 31 日		

③差し押さえの金額と内訳(年間累計)

期間	預貯金件数	保険件数	不動産件数	動産件数
平成 27 年4月1日~				
平成 28 年3月31日				
平成 28 年4月1日~				
平成 29 年3月31日				

期間	その他件数	換価件数	換作	価金額(円)	
平成 27 年4月1日~					
平成 28 年3月31日					
平成 28 年4月1日~					
平成 29 年3月31日					
④国保料(税)の滞	募納対策で以下に	ついて策定ま	たは実施して	<u> </u>	
①収納マニュアルな	xどの策定 _ <u>·</u>	した・してい	いない・策プ	定を予定	
②税の専門家の配	置	した・してい	ハない ・配言	置を予定	
③税の専門家を配置	置した自治体に:	お聞きします。			
・配置した専門領	家は <u>常勤</u>	非常勤			
・配置した専門領	家の資格または	職業()
・配置した専門領	家の人数	人			

⑤収納対策研修の実施

ないある(部署名

- ・独自に開催
- 他の研修に参加(主催団体名
 - ・研修参加対象者の部署()
- ⑥財産調査の実施(平成28年度)
 - <u>・していない</u> <u>・実施した</u>(件数 件)

④国保料(税)の収納対策の専門部署はありますか

- ⑦滞納処分の報奨制度などはありますか。あれば具体的に
 - <u>・ない</u> <u>・ある</u>

具体的制度名や報奨の内容

- 6、国保料(税)の算定について
- ①時効になり、不納欠損処理された金額について次年度国保料(税)に上乗せされ

<u>る事はありますか</u>	
<u>・ある</u> ない	
②国保料(税)決定通知後の問い合わせ等についてお聞きします	
①国保料(税)決定通知書の発送日月 日	
②決定通知発送日から 月 日までの期間に国保加入者から	の問い合わせ
来庁者人、電話問い合わせ件、メール	件
その他件	
問合せ内容(具体的)・	
7、条例減免制度について	
①国保法44条に基づく一部負担金の減免の制度について	7 0 #4.亡 由 老 士 liū
※東京都の医療費公費負担事業(マル乳、マル子など)、都	りの難病忠有文援
制度は含みません。	
<u>・ある ない</u>	
ある場合は 条例による	,
条例以外による(具体的に	<u>)</u>
・平成28年度に減免の申請した延べ世帯数 (世帯)
・平成28年度に申請により減免された延べ世帯数(世帯)
②国保法 77 条に基づく国保料(税)の減免の制度について	
※法定軽減(7割5割2割軽減)、非自発的失業者の軽減、	社会保険から後
期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の方の保険料の減	(免などは含みま
せん。	
<u>・ある</u> ない	
・ある場合は 条例による	
条例以外による(具体的に)

・平成28年度に減免の申請した延べ世帯数 (世帯)
・平成28年度に申請により減免された延べ世帯数(世帯)
③貴自治体独自の国保料(税)の減免制度について	
「法定2割軽減摘要世帯のうち、申請により3割軽減を行う」(大阪市	可)、「就学援助
等を受けた場合に保険料の減免」(静岡市、春日井市)、「市民税が	日風世帯は所
得割額を賦課しない」(横須賀市)、「元々所得が少ない世帯で保険和	说を負担すると
生活保護基準以下になる場合に減免」(山形市)など独自に国保料	(税)の減免制
度を実施している自治体があります。貴自治体でこのような制度を実施している自治体があります。貴自治体でこのような制度を実施している自治体があります。	尾施しています
か。	
ア、している(具体的に)
イ、していない	
8、国保運営協議会について	
①協議会の傍聴を認めていますか	
<u>・認めている</u> ・認めていない(理由:)
②定数について	
•被保険者代表人 医療機関人 公益代表人	
被用者保険代表人	
③被保険者代表はどの様に委嘱しますか。	
・公募人数 人 公募以外の人数 人	
・公募はどの様に告知していますか	
・公募以外の方は、どの様な役職の方に委嘱していますか	
<u>④公益代表はどの様に委嘱しますか。</u>	
•議員 <u>人</u> ・議員以外の人数 <u>人</u>	

•議員以外 <i>0</i>	の方は、具体的には	はどの様	な役職の	方に委嘱し	ていますか	
<u>⑤年間開催回数</u>	<u> </u>					
•不定期	•定期開催	年_	□□	月と	月と	月
⑥傍聴を認めて	いる自治体にお聞	きします	<u>す。</u>			
・市民への告	· 示方法 <u>(</u>)
•開催日の何	「日前に告知します	カ		日前頃		
9、国保の個	建康診査につい	7				
①健康診査の	自己負担はありま	ナか <u>-</u>	ない	•ある(負担	.額	円)
②健康診査の	受診率	•	平成 28	年度実績	%	
③人間ドックへ	·の助成 <u>·ない</u>	•助原	戈制度が	ある		
		(1	補助限度	額	円)	
				ご協力あ	りがとうござ	いました。

2016年自治体アンケート回答状況

2017年12月6日 現在

区名	回答日	種別	市	町村名		回答日	種別	町村名 回	答日	種別
01 千代田区	12/1	0	24 八	王 子	井	11/30	0	50 瑞 穂 町		
02 中 央 区	12/4	0	25 立	Ш	井	11/30	0	51 日の出町 11	/27	0
03 港 区	11/30	0	26 武	蔵 野	市	11/30	0	52 檜 原 村 12	2/4	0
04 新 宿 区	11/24	0	27 三	鷹	市	11/28	0	53 奥多摩町 11	/21	0
05 文 京 区			28 青	梅	市	12/1	0	54 大 島 町		
06 台 東 区	11/30	0	29 府	中	市	11/15	0	55 利 島 村		
07 墨 田 区	11/15	0	30 昭	島	市	11/20	0	56 新 島 村		
08 江 東 区	12/1	0	31 調	布	市	11/24	0	57 神津島村		
09 品 川 区	11/29	0	32 町	田	市	11/30	0	58 三 宅 村		
10 目 黒 区	11/30	0	33 小	金 井	市	11/14	0	59 御蔵島村		
11 大 田 区	11/28	0	34 小	平	市	11/21	0	60 八 丈 町		
12 世田谷区	11/28	0	35 日	野	市	11/23	0	61 青ヶ島村		
13 渋 谷 区			36 東	村山	市	11/30	0	62 小笠原村		
14 中 野 区	12/1	0	37 国	分 寺	市	11/28	0	◎=郵送で	発送	
15 杉 並 区	11/28	0	38 国	立	市	11/30	0	〇=メールで:	発送	
16 豊 島 区	11/30	0	39 福	生	市	11/30	0	23区メール		18
17 北 区	12/4	0	40 狛	江	市	12/1	0	23区郵送		2
18 荒 川 区			41 東	大 和	市	12/4	0	26市メール		22
19 板 橋 区	11/28	0	42 清	瀬	市	12/5	0	26市郵送		3
20 練 馬 区	11/17	0	43 東 :	久留米	市	11/28	0	町村メール		3
21 足 立 区	11/20	0	44 武	蔵村山	市			町村郵送		0
22 葛 飾 区	11/29	0	45 多	摩	市	11/30	0	合計		
23 江戸川区	11/30	0	46 稲	城	市	11/30	0	23区中		20
			47 羽	村	市	11/21	0	26市中		25
			48 あ	きる野	市	11/28	0	13町村中		3
			49 西	東京	市	11/27	0	合計		48

生活保護基準引き下げ違憲・国賠訴訟 原告募集のお知らせ

生活と健康を守る会会員の皆様へ

東京都生活と健康を守る会連合会 生存権裁判を支える東京連絡会 東京社会保障推進協議会 新生存権裁判弁護団(仮称)

日頃より生活と健康を守る会の活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。 皆さんの活動や日々のご奮闘に心より敬意を表するものです。

■「人間らしい」生活からほどとおい生活保護費の更なる切り下げ

安倍政権のもとで2013年8月から3度にわたって生活保護基準が切り下げが強行され、生活保護を利用されている方は、友人親族との付き合いを失い、食事や衣服、入浴すらまともにできず、「人間らしい生活」からほど遠い苦難を強いられています。

年末一時金や住宅扶助の切り下げも行われましたが、安倍政権の生活保護に対する攻撃はこれで終ったわけではありません。来年度は級地見直しによる保護費の切り下げや母子加算の廃止、医療受診の回数制限や窓口負担の創設等が準備され、さらに再来年には生活保護法そのものの大改悪も狙われているのです。

■東京で起す裁判の原告を募集します!

これ以上の生活保護制度の改悪を許してはならない。そのためにも、すでに行われた保護基準切り下げが憲法に違反し、無効であることを裁判で明らかにするたたかいが全国で約1000名の仲間が原告となり、取り組まれています。

東京でも2018年5月14日の提訴に向けて準備を進めます。

東京地裁の裁判官に、私たちの怒りを伝えるためには、東京都内の全ての地域から原告が出ることが期待されます。「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を合い言葉に、力を合わせて頑張りましょう。

原告となっていただける方は、裏面の届出書にお名前等を記載し、ご自分の守る会に 提出してください。

≪生活保護基準引き下げ違憲・国賠訴訟原告募集と提訴までのスケジュール≫

◆原告募集 第一次〆切 2月14日

原告となる方は、下記「届出書」にお名前等をご記入いただき、きりとって、ご自分の所属する生活と健康を守る会にご提出ください。

追って、守る会や弁護団からご連絡を差し上げます。

◆新生存権裁判 決起集会 2月14日(水)午後2時~@東京労働会館7Fホール

原告となる方、原告になろうか迷っている方、 原告にはならないけれども裁判を応援していた だける方等、たくさんの方に参加を呼びかけま す。

*会場:大塚駅南口徒歩7分·東京労働会館7階

◆2018年5月14日

訴訟提起(予定)@東京地方裁判所

東京地裁に裁判を起します。



◇お問い合わせ先◇

ご不明な点、気になる点は、お気軽に何でも下記までお問い合わせください。

東京都生活と健康を守る会連合会(都生連) 担当:事務局長 水上(みずかみ) 電 話 03-5960-0266

<原告希望届出書>

裁判の原告になる方は、下記にお名前、ご連絡先を記入していただき、切り取って、 ご自分の所属する生活と健康を守る会に提出しください。追って、守る会・弁護団から ご連絡差し上げます。

フリガナ			
お名前			
ご住所			
電話番号	_	_	

広域化でどうなる!? 国保制度と国保料

12月19日(火)午後8時~9時45分

★講師:東京社会保障推進協議会事務局長

♠ 特別報告:東京都議会議員

東京都国保運営協議会委員

和泉 なおみ 🗈

2018年4月から国保制度は広域化・都道府県化されます。東京都では、国保運営協議会が開催され、広域化に向けた具体的な論議がはじまっています。

値上がりを続ける国保料は国保加入者の生活を圧迫し、滞納・差押えが後を絶ちません。 広域化によって国保制度と国保料はどう変わるのか?誰もが安心して払える保険料への展 望はあるのか?東京社保協の寺川慎二事務局長と都国保運営協議会委員を務める和泉なお み都議会議員をお招きし、国保問題について語っていただきます。

■ 会場:東京保険医協会セミナールーム(JR 「新宿駅」南口より徒歩 10分)

〒 160-0023 新宿区西新宿 3-2-7 KDX新宿ビル4F



■ 対象

- ・会員医師とその家族・医療機関スタッフ
- · 一般市民

■ 入場無料

事前にお申込みを お願いします

■ 問合せ

東京保険医協会政策調査部

★お申込は FAX: 03(5339)3449 まで 一般市民の方もご参加いただけます!!

 会員名 (お名前)
 医療機関名 (所属団体等)

 参加人数
 人 TEL
 FAX

TEL:03(5339)3601